

高南応援団・入会の呼びかけ

高南の存続と発展のために

「高南応援団」

入会呼びかけの趣旨 高南応援団は高南の存続・発展を目指す市民運動の会です。

昨年11月16日、大阪府教育委員会議は私たちの高槻南高校の廃校を決定しました。これは、16万人近い反対署名の存在をまったく無視した不当で理不尽な決定で、また「高槻南高校は府立高校の象徴的存在、貴重な存在」(府教育委員発言)と言いつつ「廃校にする」という、きわめて異例な決定でもありました。生徒や教職員の方々、保護者をはじめとした多くの府民が反対しているにもかかわらず強引に決めていった経過を思うと、今もなお憤りを覚えます。

そこで、昨年の12月に高槻南高校の父母35人が中心となり「高南応援団」を結成し、母校の存続とこのすばらしい教育環境の維持を求めてさまざまな活動を始めました。粘り強い活動の中で、応援団の会員数は着実に増えており、活動を大きくするためにさらに団員の加入呼びかけを続けております。ぜひ高南応援団の活動を理解していただき、入会されますようお願いいたします。

高南応援団は「高槻南高校を守りたい」と願う人が、誰でも自由に入会できる会です。会の活動内容は会合や会報で知ることができます。入会費は1,000円です。

「高南応援団」入会申込書

年 月 日

高南応援団に入会します。

氏名 _____ (新・旧南校父母/同窓生/教職員/市(府)民)

住所 (〒) _____

電話 () _____

ファックス _____ E-メール: _____

* 入会申込書はFAXで下記までお送りください。ご連絡します。

* (略)

* 入会金は郵便振替を利用されるか、団員に預けるか、会合にお持ちください。

高南応援団規約

第1条（名称） 本会は、高南応援団と称する。

第2条（所在地） 本会の事務所を高槻市内に置く（所在地：高槻市真上5-8-22）。

第3条（目的） 大阪府立高槻南高等学校を廃校にすると2001年11月16日の大阪府教育委員会議決定の撤回を求め、同校の存続と発展に貢献しうるあらゆる活動を行うことを目的とする。

第4条（活動） 本会は第3条の目的を達成するために下記の活動を行う。

1. 広報啓発活動の企画と調整、推進にかかわること。
2. 運動・集会・諸会議等の企画と調整、推進にかかわること。
3. 会員の拡大と会員間の連絡と活動調整、および情報提供。
4. 募金活動の推進と調整
5. 本会の目的に賛同する市民、諸団体、および教育諸機関との活動協力の推進
6. その他、目的の達成に必要な諸活動の実施。

第5条（会員）

1. 本会員は、高南応援団の会員によって構成される。
2. 本会の目的に賛同するものであれば、所定の会費を収めることにより会員になることができる。尚、一旦収められた会費は、理由の知何を問わず返却しない。

第6条（会費） 会費は、一人あたり年間千円（一口）とする。家族会員はその半額とする。

第7条（財政） 本会の財政は、会費、活動推進のための寄付金、バザー等の事業収入でまかなうものとする。

第8条（総会） 総会は、本会の最高意思決定機関であり、毎年度一回開催する。総会規程は別途定める。総会開催までの期間は、第9条に定める役員会が本会の目的達成にかかわる事項について責任執行し、総会において承認を求める。

第9条（役員） 本会に次の役員をおく。任期は1年とし、再選は妨げない。

団長（代表）	1名
副団長（副代表）	若干名
書記（事務局員）	若干名
会計	2名

その他、必要に応じて役員を設けるものとする。

第10条（運営委員会） 運営委員会は、第9条に定める役員により構成され、本会の具体的な活動内容の策定を行い、その執行に責任を持つ。開催は、役員会の合意と会員の要請によって、必要の都度開催する。

第11条（規約外事項） 本規約に定められていない事項にかかわる問題が生じた場合は、役員会の合意により同会が責任執行し、次期総会で承認を求める。

付則 制定 2002年5月11日

上記は、高南応援団の規約に相違ありません。

平成14年10月21日

高南応援団代表

佐藤 雅紀 ㊟